

定 款

INCLUSIVE Holdings 株式会社

平成19年	3月	23日	作成
平成24年	1月	16日	定款変更
平成24年	3月	10日	定款変更
平成27年	1月	16日	定款変更
平成27年	9月	25日	定款変更
平成28年	2月	12日	定款変更
平成29年	9月	29日	定款変更
平成31年	1月	25日	定款変更
令和元年	6月	28日	定款変更
令和元年	9月	12日	定款変更
令和元年	9月	30日	定款変更
令和元年	10月	1日	定款変更
令和3年	4月	13日	定款変更

令和	3年	6月	29日	定款変更
令和	4年	6月	28日	定款変更
令和	5年	3月	1日	定款変更
令和	6年	6月	28日	定款変更
令和	7年	6月	25日	定款変更
令和	8年	6月	29日	定款変更

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、INCLUSIVE Holdings 株式会社と称し、英文では、INCLUSIVE Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 広告代理業務
- 2 広告宣伝に関する企画、制作、印刷、製本・パッケージ及び販売業務
- 3 マーケティング・リサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供ならびにそのコンサルティング業務
- 4 各種インターネットサービスに関する調査、研究、情報提供業務
- 5 経営コンサルタント業
- 6 新商品開発計画、企画、立案ならびに販売調査の受託
- 7 各種催し物の企画、立案ならびに販売調査の受託
- 8 キャラクター・グッズの企画並びに販売
- 9 情報処理サービス業務ならびに情報提供サービス業務
- 10 インターネットのホームページの企画、制作及び運用代行
- 11 商品の加工、売買、賃貸、輸出入及びそれらの仲介
- 12 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- 13 インターネットを利用した通信販売
- 14 インターネットの代金決済システムの企画、開発、運営、導入代行業務
- 15 決済代行業務・収納代行業務
- 16 各種出版物の企画、制作、印刷、製本、及び販売業務
- 17 各種商品・サービス等の論評に関する教育研修業務
- 18 有価証券の運用、投資、売買、保有
- 19 各種金融商品の企画・開発・販売
- 20 投資業ならびに投資顧問業
- 21 貸金業及びその仲介業
- 22 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
- 23 特許権、実用新案権、著作権等の取得、賃貸、譲渡
- 24 人材派遣業及び有料職業紹介業
- 25 クラウドサービスの企画、設計、開発、提供及び保守

- 2 6 人材育成のための教育事業
- 2 7 事務代行業務
- 2 8 芸能プロダクション業務
- 2 9 酒類の販売
- 3 0 飲食物の製造・販売
- 3 1 スポーツ用品の加工・販売
- 3 2 他社の株式又は持分を所有することによる、当該会社等の事業活動の支配及び管理
- 3 3 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、25,880,400株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会の招集通知は、取締役会開催日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を持って行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 取締役会の決議の目的たる事項につき取締役から提案があった場合において、当該提案につき取締役の全員が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 25 条 取締役会の決議により代表取締役 1 名または 2 名を定める。

- 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役のうち 1 名を社長と定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

(補欠監査役)

第 31 条 法令または定款に定める監査役の員数を欠ことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 29 条第 2 項の規定を準用する。
- 3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会の招集通知は、監査役会開催日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責

任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(中間配当)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の排斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

第 8 章 附 則

(法令の適用)

第 42 条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

(事業年度変更に伴う変更後最初の定時株主総会の基準日に関する経過措置)

第 43 条 第 13 条（定時株主総会の基準日）の規定にかかわらず、2026 年 4 月 1 日から始まる第 20 期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日は、2027 年 5 月 31 日とする。なお、本附則は、第 20 期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)

第 44 条 2026 年 6 月 29 日開催の第 19 回定時株主総会において別段の決議がなされないことにより再任されたものとみなされた会計監査人の任期は、第 20 期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第 20 期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第 45 条 第 38 条（事業年度）の規定にかかわらず、2026 年 4 月 1 日から始まる第 20 期事業年度は、2027 年 5 月 31 日までの 14 か月間とする。なお、本附則は、第 20 期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置)

第 46 条 第 39 条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、2026 年 4 月 1 日から始まる第 20 期事業年度の期末配当の基準日は、2027 年 5 月 31 日とする。なお、本附則は、第 20 期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更後最初の中間配当に関する経過措置)

第 47 条 第 40 条（中間配当）の規定にかかわらず、第 20 期事業年度の中間配当の基準日は、2026 年 9 月 30 日とする。なお、本附則は、第 20 期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。

(事業年度変更に伴う変更前最終の剰余金の期末配当基準日に関する経過措置)

第 48 条 第 39 条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、2025 年 4 月 1 日から始まる第 19 期事業年度の期末配当の基準日は、2026 年 3 月 31 日とする。なお、本附則は、第 20 期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。